

シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書

第2次世界大戦の終結とともに、中国北東部、北朝鮮、サハリン等において、スターリン体制下の旧ソ連は、ポツダム宣言に違反し、60万人以上の日本軍捕虜をシベリア各地へ強制連行した。抑留者は、冬には零下40度にも達する酷寒の地で、強制労働に従事させられ、食糧事情や衛生状態も悪く、飢えと重労働により6万人を超える尊い命が犠牲になったといわれている。

強制労働に従事させられたシベリア抑留者の賃金は、1956年12月発効の日ソ共同宣言によってソ連への請求権が放棄されるとともに、国に未払い賃金の補償を求めた訴訟に対する1997年の最高裁判決でも、戦争に伴う犠牲、損害として国民のひとしく受忍すべきところであり、戦争損害に対する補償の要否及びあり方は、立法府の政策判断に委ねられるとされている。

しかし、南方地域から帰還した日本人捕虜に対し、その抑留期間中の労働賃金を帰国時にGHQの指示により国が支払った経緯がある。一方、シベリア抑留者は、過酷な条件の下で長期にわたり抑留され、酷寒の地で強制労働に従事させられたにもかかわらず、その抑留期間中の労働賃金が支払われていないことは、大きな取扱いの格差がある。

よって、国におかれでは、シベリア抑留者に関する問題を解決するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

和歌山県議会議長 吉井 和視

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

財務大臣

厚生労働大臣